

特 記 仕 様 書

松尾町大堤・蓮沼二線道路排水整備工事

山武市松尾町借毛本郷地先

令和8年度

山武市建設環境部土木課

第1章 共通事項

(適用)

第1条 この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。

2 この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書によるものとする。

(環境対策)

第2条 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書の『環境対策』内に「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。

2 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとしこれによりがたい場合は監督員の承諾を得なければならない。

(建設副産物実態調査等)

第3条 建設副産物実態調査についての共通事項は次の各号に示すものとする。

- (1) 「国土交通省版建設リサイクル推進計画 2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、電子データと出力した様式を各1部提出するとともにこれらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、受注者は、国土交通省のウェブページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」をダウンロードして作成するものとする。

ア 作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分にあって産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分

終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

(工事カルテ作成・登録)

第4条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

(段階確認)

第5条 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに監督員と協議の上段階確認を受けなければならない。

(工事現場管理)

第6条 受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし杵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし杵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、又はさし杵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- (7) 建設機械に係る燃料については適正なものを使用し、不法な(重油に灯油を混入した燃料等)燃料は絶対に使用してはならない。
- (8) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

(事業損失防止施策)

第7条 工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等異常がある時は速やかに監督職員に報告しその指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(創意工夫等実施状況)

第8条 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事打合簿を付して工事完了時までに提出することができる。

第2章 一般施工

(一般施工)

第9条 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。

- 2 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
- 3 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は標準操作方式建設機械を使用するものとする。

(施工管理図)

第10条 工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 規格はA版を原則とし、監督員と協議の上必要に応じてCADデータも作成すること。
- (2) 図面は赤書きにて出来形(実測値)を記入すること。

(火災保険等)

第11条 本工事の完成引渡しまで、工事目的物及び工事材料を火災保険、土木工事保険その他の保険に付するとともに、工事内容に応じた適切な請負業者賠償責任保険等に付すること。

なお保険適用範囲にかかわらず受注者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、受注者の責任において処理することとし、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同様とする。

(設計変更等)

第12条 設計変更等については、契約書第20条から第26条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)令和3年1月(千葉県県土整備部)」によることとする。

(工期及び作業時間帯)

第13条 工期は、雨天、休日、猛暑日等を見込み、契約日の翌日から130日間とする。

なお、休日には、日曜日・祝日、年末年始(6日)を含んでいる。

作業時間帯は、交通を規制する工事について、昼間は9時から17時までとする。

また、関係機関との調整の結果、作業時間に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。